

託児所リフレイル 防災の手引き

1. 基本的な心構え

災害はいつ発生するのかわかりません。どのような場合であっても託児所の職員は子供の生命を守り、安全に保育することが最大の責務です。

いつ、災害が起きても慌てないように、日ごろから防災の知識を深め、的確な判断と素早い行動がとれるようにしておくことが大切であり、そのためには職員一人ひとりが防災に対する心構えや知識をしっかりと身につけておきたいものです。

◆防災に対する最も基本的な心構えとして...

第一に...子どもの生命を守る

①子どもの安全能力を育成

- ・日ごろから生命の大切さを知らせ、年齢にあった安全能力を身につけさせる
- ・保育の基本である安全保育や安全管理についての知識を深め、日常保育の中で子ども自身が自分の身を守ることができるよう安全能力を育てる

②保育環境の整備

- ・日ごろから整理整頓に心がけ、安全環境の整備に努める
- ・備品や遊具の配置、保管は適切であるか
- ・高いところに荷物は置いていないか
- ・不用意に置いたものが危険を誘発しないか
- ・どこかに危険は潜んでいないか、危険を予測する目や危険を防ぐ態度を養う

③施設・設備などの安全点検

- ・常に施設、設備、遊具の安全点検を行い、危険箇所を改善する
- ・危険を防ぐための配慮を十分にして保育にあたる

④避難訓練の実施

- ・緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する
- ・関係機関への通報や保護者への伝達訓練も併せて実施する
- ・保護者への連絡方法、子どもを引き渡す方法、災害発生時の約束事を徹底する

第二に...自己の役割と責任の認識

①保育所の防災組織体制の確立

- ・保育所内の防災組織を整備し、職員一人一人の役割を明確にする
- ・全職員が防災に関して統一した認識を持つておく

②慌てず的確な判断のもと迅速な行動

- ・とっさの場合、職員一人ひとりが慌てず的確な判断で迅速に行動し、責任を遂行できるよう、日ごろから防災意識を深めておく
- ・子どもを守るには、職員の一人ひとりが責任と自覚を持って対応する

2. 災害発生したときの職員の責務と対応

◆職員の責務

(勤務時間内)

- ・代表は、直ちに職員に的確な指示を与えるとともに、関係機関に情報伝達し児童・職員・施設等の安全確保に努める
- ・万一、代表が不在の場合は、当日管理責任者が指示する
- ・職員は代表の指示に従い与えられた任務をもって遂行し児童の身の安全を守る
- ・通常の勤務時間が終了しても代表の指示があるまで待機する
- ・託児所から離れている場合も、直ちに託児所に戻り任務に就く
- ・保護者に児童を責任をもって無事に引き渡せるように、利用児童が確認できるもの（予約表・利用者管理表）を必ず携帯する
- ・場合によっては保育以外の復旧業務等にあたることがあるので、限られた人数の職員で臨機応変に保育する

(勤務時間外)

- ・代表並びに職員は、テレビやラジオなどにより情報を収集し災害状況の把握に努める
- ・代表は職員に対し緊急連絡網等により必要な支持を与え、職員は指示に従い行動する
- ・自宅を離れる場合は、居場所を明らかにし連絡が取れるようにする。電話が不通の場合は職員個々が判断し安全に気を付けてできるだけ早く互いの無事、安全を確認する。
- ・予約状況を確認し、保護者に来所しないよう連絡する

◆職員の対応

| 災害の種類 | 対応 | 主な留意点 |
|-------|---|--|
| 火災 | 【託児所が火元の場合】 <ul style="list-style-type: none">・火元を確認し、1名は初期消火活動をすると同時に他スタッフは児童を速やかに避難させ、消防署に通報・児童の人数を確認、全員の無事を確認後避難先から保護者に連絡し、児童の迎えを依頼・事後処理を行い、報告書作成 | <ul style="list-style-type: none">●いかなる場合も、市町児童福祉担当課に連絡をする●児童の安全を優先し動揺させない●情報収集に努め、自衛防組織とともに職員の役割分担を的確な対応をする●児童にむやみに不安を与えないように気を付ける |
| | 【託児所の周辺が火災の場合】 <ul style="list-style-type: none">・情報の収集にあたる・風向き、火災の規模、周辺の危険個所（崩落危険個所等）を考慮し児童を避難させる | <ul style="list-style-type: none">●災害発生時現在の児童数を把握する●予約表、利用者管理表を持ち出し携帯し、確実に保護者に児童を引き渡す |

| | | |
|-------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に連絡し、お迎え依頼 ・関係機関に通報する | <ul style="list-style-type: none"> ●職員間の協力体制を密にし、役割を確認しあう |
| 風水害 台風 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報など情報収集に努める ・浸水、窓ガラス破損など起こりうる危険を予測し、所内の安全な場所で保育する ・建物や託児所周辺の被害状況を把握する | <ul style="list-style-type: none"> ●日ごろから保護者に避難場所を知らせておく ●保護者との連絡が取れない場合を想定し、保育所内に避難先を掲示する |
| 地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の頭上から物が落下しない場所で待機させる ・すぐに入出口の戸を開き避難路を確保する ・揺れが収まった後、状況に応じて慌てず屋外に避難させる ・靴を履かせる、または持たせて避難する ・ガラス破片等で怪我をしないよう、避難経路に毛布を敷くなどの安全対策をとる | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連絡が取れないこともあり得るため、あらかじめ緊急避難場所を届けておく ●災害の状況や利用児童数に合わせて対応できる職員を確保する ●避難場所の状況、経路の安全を確認して移動する ●託児所を離れる場合は、電気のブレーカーを切るなどを確認する ●児童や保護者に不安感を持たせたり、誤解や混乱を招くことがないように言動に十分注意する ●非常持ち出し用品を持ち出す（緊急薬品、水、着替え等） ●重要書類の持ち出し |
| その他 トラブル | <ul style="list-style-type: none"> ・職員間でたがいに声を掛け合い、状況を確認しあう | |

3. 保育所の防災組織について

職員一人ひとりの防災に対する責任及び意識や態度を高め、とっさの場合、即時に行動がとれるように防災意識を整備しておくことが大切である

防災意識に基づき、職員が各自の役割について日々任務を遂行し訓練を通して習熟しておく

◆役割分担の例（出勤人数による）

| | | | | |
|--------|-----|-------|-------|---------|
| 情報・連絡係 | 消火係 | 避難誘導係 | 救出救護係 | 非常持ち出し係 |
|--------|-----|-------|-------|---------|

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町等からの情報収集 ・ラジオ・テレビからの情報収集 ・避難状況等の市町への報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・火元の確認 ・初期消火活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児の誘導及び人員確認 ・避難場所の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・救急用品の常備 ・負傷者の救出及び応急手当 ・救急隊、病院への連絡及び応急手当 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常持出し物品の搬出 ・ |
|---|---|--|--|--|

※通報（消防署・警察・土木事務所・保健所・電力会社）

※連絡（保護者）

4. 避難訓練の実施について

◆訓練の目的

災害発生に備え、子どもが安全に避難できるように訓練を実施し、基本的な能力を身につけさせる

◆訓練計画及び実施のポイント

①訓練にあたっては、いろいろな災害を想定した訓練を実施（火災・地震・津波・水害・台風など）

②同じ災害でも状況を変えて訓練を実施

| | |
|------------|---|
| 火災 | <ul style="list-style-type: none">・ 出火場所をいろいろ変える⇒避難経路が出火場所により異なることを伝える◆ 託児所内（事務室、トイレ、保育室など）◆ 近隣の飲食店◆ 時間帯（午前、午後、食事中、午睡中など）◆ 子どもの居場所がばらける時（一部児童のみ散歩中など）◆ 訓練内容を変える（非難、通報、消火など）◆ 通報訓練や消火訓練を実施し、消火器の使用方法も身につける |
| 地震 (津波) | <ul style="list-style-type: none">・ 地震の大きさや津波の発生を様々想定した避難訓練を行う・ 津波被害を含め、建物が危険な場合を想定して、第2避難所や津波時避難場所をあらかじめ設定し、状況に応じて避難する・ ライフライン、交通遮断を想定して非常食など避難用必需品をもって避難する・ 建物倒壊等で避難路がふさがれることも考えて、避難経路をいくつか考えておく |
| 水害 | <ul style="list-style-type: none">・ 床下浸水、床上浸水を想定して訓練を実施 |
| 台風 | <ul style="list-style-type: none">・ 大きい台風を想定し窓の補強も考えて訓練を実施 |

●事前に職員全員で計画の内容、役割分担、避難経路、消火器の場所や使い方などを熟知しておく

まずは自分の役割を果たし、余裕があれば声を掛け合ってほかの業務につく

●第2避難所や津波時避難場所は平常時の対応により、あらかじめ保護者にも事前に連絡をしておく

●避難訓練がマンネリ化していないか、真剣みにかけていないか、たえずチェックする

●災害による負傷が予想されるので、研修などで習得した応急措置が生かされるよう鍛錬しておく

●訓練が子ども達に恐怖心を与えたり、事故につながるような訓練は避ける

●常に児童の人数が確認できるもの（予約表、利用者管理表など）を持ち出す

5. 安全点検について

◆安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぐ態度や知識を身につけ、事故防止を図るうえで重要であり、職員全員で取り組む

①施設・設備・遊具等に関してチェックリストを作成し、定期的に点検を実施し、異常があった場合は直ちに改善する

②始業時及び終業時における環境整備も安全点検の一環である

③「物品の整理や保管方法、環境が清潔に保たれているか」などに関する点検も忘れずに実施する

④子ども達の行動や職員のかかわり方など保育の内容に関しても定期的に点検する

◆安全点検のための留意点

| 点検場所 | 留意点 |
|------|--|
| 保育室 | <ul style="list-style-type: none">・本棚、おもちゃ等の置き場所は適当か・高いところに物を置いていないか・引き戸、ドアの開閉はスムーズか |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none">・水漏れ、破損はないか・汚れたり、漏れてたり、周囲が滑りやすくなっていないか・取扱注意の薬品は子供たちの手の届くところがないか |
| 玄関 | <ul style="list-style-type: none">・砂や水で滑りやすくなっていないか・腐食箇所やくぎなど出ていないか |
| 室内遊具 | <ul style="list-style-type: none">・置き場所は適当か、破損箇所はないか・片付け方は安全に整備されているか・ネジ留めはしっかりしているか・高さは適当か |
| 消火設備 | <ul style="list-style-type: none">・消火器は所定の場所にあるか、周りに物を置いていないか・定期的に使用期限を確認しているか |
| 薬品類 | <ul style="list-style-type: none">・子どもの手の届かない安全な場所にあるか |

◆室内、室外ともに用具類を使用するときは、子どもから目を離さないように

6. 保護者への対応

◆災害発生時における保護者の心構えをあらかじめ十分に知らせ、理解を得ておく

①託児所周辺で緊急事態が発生し託児所から迎えの依頼があった場合は速やかに迎えをする

②託児所から連絡が取れない事態が生じた場合は、保護者自らの判断で児童の迎えをする

③警報が発令された場合や事前に事件が予想される場合は、来所に気を付け迎えをする

◆災害発生時における保育所の対応

①避難場所を周知徹底

・電話の不通が予想されるので、託児所に迎えに来た際にどこに避難しているのかを知らせるために、入り口に避難場所を掲示する

②災害時に迎えに来る人をあらかじめ確認

・保護者の職業によっては、職務上災害時に職場を離れることが不可能な場合もある

③児童を確実に預かる

・交通事情等により保護者のお迎えが遅れることが予想されるが、最後まで託児所及び避難場所で確実に預かる

④児童の様子を確認し引き渡す

・保護者に児童を引き渡す場合は、時間やその時の児童の様子などを確認したうえで引き渡す